

# 東芝研究データ流出事件に見る営業秘密保護方策の変遷

## Transition of measures to protect trade secrets as seen in the Toshiba research data leakage incident

鈴木祥央

名古屋工業大学大学院工学研究科  
生命・応用化学専攻博士前期課程

Sachio SUZUKI

Nagoya Institute of Technology  
Department of Life Science and Applied Chemistry

### 【Key words】

1. 東芝研究データ流出事件  
(Toshiba research data leakage incident)
2. 営業秘密 (trade secrets)
3. 不正競争防止法  
(Unfair Competition Prevention Act)
4. 法的保護 (legal protection)

## 1. はじめに

我が国の不正競争防止法の沿革は1934(昭和9)年を起点とする。「工業所有権の保護に関するパリ条約ヘーグ改正条約」批准にあたり、同改正条約が不正競争の禁圧を加盟国に義務づけていたことから、条約上の最低限の義務を満たすべく制定された<sup>1)</sup>。その後数年から十数年間隔で改正が繰り返されており、特に2000年代以降は3年以内での改正が現在まで続いている<sup>2)</sup>。改正の内容は、20世紀中は国際協定・条約への対応を主としていたが、21世紀に入ると保護対象の拡大および刑事罰の強化に主眼が置かれるようになった。

近年、我が国では営業秘密漏えいに関する大型事案の顕在化が相次いでいる。これらの事案のいくつかは、不正競争防止法における比較的最近の改正箇所が逮捕・起訴および裁判の進行に適用された。また、これらの事案を受け、不正競争防止法のさらなる改正がなされた。本稿では、不正競争防止法と相互に影響を及ぼしあった事案の一つとして東芝研究データ流出事件を取り上げ、本事件の概要と営業秘密保護方策の整備との関わりについて論じる。

## 2. 経過

本事件は、東芝と提携関係にあったSanDiskの元社員（以下当該元社員）が東芝から技術情報を盗み出し、それを手土産に韓国Hynix Semiconductor（現SK Hynix、以下Hynix）に役員待遇で転職したものである。SanDiskは東芝と提携関係にあり、東芝の四日市工場においてNAND型フラッシュメモリの共同開発を行っていた。当該元社員は、2007年4月から2008年5月にかけて自らのIDを用いて東芝のコンピューターサーバーにアクセスし、NAND型フラッシュメモリに関する研究開発データを自らのUSBにコピーしたのち、退職した<sup>3)</sup>。直後の2008年7月に当該元社員はHynixに転職し、同社に対して当該データを提供したとされる。

本事件の発覚は、当該元社員と同様にSanDiskからHynixへ転職した社員から東芝への情報提供を発端とした（時期は不明）。これを受け東芝が内部調査により証拠を収集したところ、USBメモリを用いたデータの持ち出しであったため当該元社員のIDによる接続記録が残っていた<sup>4)</sup>。また、持ち出した先でもデータを共有フォルダに掲載し、開発担当者にメールで送るなどしており、不正使用の痕跡が残っていた。2013年7月に、東芝は当該元SanDisk社員を不正競争防止法違反の罪で告訴した。当該告訴を受け、警視庁はHynixに保管されていたデータの詳細を確認し、2014年3月13日に当該元社員を不正競争防止法違反（営業秘密侵害）の容疑で逮捕した（同年4月3日に起訴）<sup>5)</sup>。

当該元社員に対する捜査は、不正競争防止法における2005年の改正内容に基づいて行われた<sup>4)</sup>。すなわち、当改正では刑事罰が強化され、国外の行為

や退職者の行為等にまで刑事罰の対象が広がった。このため、本事件において営業秘密侵害事案の刑事事件化による逮捕および捜索という手段をとることができた。

また当該元社員の逮捕と同日付で、東芝は Hynix に対し、元従業員から東芝の営業秘密を不正に取得し使用したとして、1,100 億円の損害賠償を求める民事訴訟を東京地方裁判所に提起した<sup>6)</sup>。この係争は 2014 年 12 月 19 日、Hynix が東芝に和解金約 330 億円を支払うことで合意し、収束した。一方 2015 年 3 月 9 日に、東京地裁は当該元社員に対し懲役 5 年、罰金 300 万円の実刑判決を言い渡した。この判決に対し弁護側は控訴したものの、2015 年 9 月 4 日、東京高裁は懲役 5 年、罰金 300 万円を言い渡した一審の東京地裁判決を支持し、被告側の控訴を棄却した<sup>7)</sup>。

本事件の裁判では、不正競争防止法の 2011 年改正により盛り込まれた制度が活用された。当改正の以前、営業秘密に係る紛争に関しては、訴訟を起こすと営業秘密が公になってしまうと躊躇する企業が多い状況にあった<sup>8)</sup>。これを受け、営業秘密を保護することを目的として、営業秘密の秘匿決定など各種の刑事訴訟法上の特例が設けられた。

本事件の発覚と同時期に、営業秘密漏えいに関する大型事案が相次いで顕在化した。具体的には、新日本製鐵（現新日鐵住金）の高機能鋼板の製法に関する営業秘密が韓国 POSCO に流出した事件や、ベネッセの顧客情報が委託先を通じて流出し、複数の名簿業者の間を流通した事件などが挙げられる。この背景として、雇用環境の変化や外国企業における先端技術ニーズの増大、情報通信技術の一層の高度化等が考えられている<sup>9)</sup>。また我が国の企業において、情報を秘匿化する一方で他社にライセンスを供与する「オープン・クローズ戦略」の重要性が増大している<sup>9)</sup>。これらの状況変化を鑑み、政府における営業秘密保護強化の検討がなされた。政府の知的財産戦略本部は、今後 10 年を見据えた長期ビジョンとして 4 つの柱を据えて現状の課題と取り組むべき施策を盛り込んだ「知的財産政策ビジョン」を 2013 年 6 月 7 日に決定した<sup>10)</sup>。「知的財産政策ビジョン」では営業秘密保護強化が項目立てされ、営業秘密侵害の立証負担軽減、営業秘密・技術情報の漏えいに関する情報交換や意識の共有を図る省庁横断的な官民フォーラムの創設といった課題が示され、取り組むべき施策が提言されている。

続いて「知的財産政策ビジョン」に基づく毎年の行動計画である「知的財産推進計画2014」が2014年7月4日に策定された<sup>11)</sup>。ここでは「知的財産戦略本部における最重点5本柱」の1つとして営業秘密保護強化が位置づけられた。この実現に向けた制度整備等が求められたことを受けて、2014年9月には経済産業省の産業構造審議会知的財産分科会「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」が設置され、営業秘密の保護強化等に関する審議が2015年2月に取りまとめられた<sup>8)</sup>。この取りまとめに基づき、2015年の不正競争防止法改正に至った。改正による改正項目は多岐にわたるが、刑事面での改正点としては(1)営業秘密侵害罪の罰金刑の上限の引上げ、(2)営業秘密の転得者に対する処罰規定の整備、(3)営業秘密侵害品の流通規制の導入、(4)営業秘密侵害罪の非親告罪化、(5)国外犯処罰の範囲拡大、(6)営業秘密侵害罪の海外重罰化、(7)未遂罪の導入、(8)任意的没収規定の導入等が、また民事面での改正点としては、(9)推定規定の導入、(10)除斥期間の見直し等が挙げられる<sup>12)</sup>。

### 3. 原因

#### 3-1 当該元社員の身勝手な動機

当該元社員は「転職を有利にするため、優秀な研究者に見えるようデータを利用した」と供述している<sup>13)</sup>。

#### 3-2 四日市工場における研究データの管理

四日市工場に勤務している東芝の技術者とSanDiskの技術者はいずれも、研究データにアクセスできる状態になっていた<sup>14)</sup>。

#### 3-3 Hynixによる研究データの収集

1980年代後半から1990年代にかけて、週末の韓国Seoul行き飛行機が日本の半導体メーカーの技術者で満席になっていたことが知られている<sup>15)</sup>。本件においても、Hynixが日本人技術者に多額の現金を渡してスカウトし、技術情報を得たとの疑惑が生じている<sup>16)</sup>。

## 4. 倫理的問題

### 4-1 当該元社員による営業秘密侵害

当該元社員は営業秘密を不正に利用したため、不正競争防止法違反(営業秘密侵害)の疑いで逮捕・起訴された。ここで営業秘密とは、不正競争防止法上の要件である秘密管理性、有用性、および非公知性を全て満たした情報のみが該当する<sup>17)</sup>。秘密管理性とは秘密として管理されていることであり、情報にアクセスできる者を制限すること、および情報にアクセスした者にそれが秘密であると認識できることで認定される。有用性とは有用な営業上または技術上の情報であることであり、当該情報自体が客観的に事業活動に利用されているか、利用されることによって、経費の節約、経営効率の改善等に役立つものであることが要件とされる。なお、現実に利用されているか否かは関係しない。非公知性とは公然と知られていないことであり、保有者の管理下以外では一般に入手できないことを要求する。

不正競争防止法による保護を受けるためには「営業秘密」の要件を満たす必要がある(同法2条6項)。本事件において当該元社員(被告人)は、営業秘密に該当する情報を開示され、営業秘密を保持すべき任務を負っていたにもかかわらず、それを第三者に開示したことを全面的に自白した。このため、営業秘密に該当するか否かは争点とならず、量刑上の争点として、被告人が流出させた情報が本件のNAND型フラッシュメモリの開発上どの程度有用なものであるかが争点となった<sup>18)</sup>。東京地裁は本件開示情報の有用性を「信頼性検査の方法や試験データ等に係る情報は製品を開発、量産する上で心臓部にあたる」と高く評価し、東芝の競争力が相当程度低下したことを「競業他社が約330億円を支払う旨の和解(後述)が成立している点に照らし明らか」と見なした<sup>19)</sup>。東京高裁においても、本件開示情報は「信頼性の高い製品を低コストで製造するため必要不可欠な情報だった」と指摘され、当該元社員に対して実刑判決が下された<sup>19)</sup>。以上より、当該元社員の営業秘密侵害は東芝に多大な損害をもたらしたと評価されている。

### 4-2 四日市工場における研究データの管理

NANDフラッシュメモリの技術開発において、東芝とSanDiskの共同開発チームはSamsung Electronics(以下Samsung)と並ぶトップランナーであった<sup>14)</sup>。このことから、競合他社にとって研究データの価値は極めて高いと

推測される。加えて、四日市工場の場合は開発拠点と量産拠点の両方を兼ねており、開発に関連するデータと量産に関連するデータの両方を入手できた可能性がある。しかし、当該元社員に対しては営業秘密を閲覧・編集する権限を与えられており、秘密保持契約のほかに研究データを保護する有効な方策は採られていなかったとされている<sup>20)</sup>。したがって、四日市工場は重要な拠点であるにもかかわらず、適切な営業秘密管理が行われていなかったといえる。

#### 4-3 Hynix による研究データの収集

東芝は2004年以降、フラッシュメモリの特許を侵害したとしてHynixを日米で提訴した。これに応じてHynixも東芝を逆提訴したため、両社は係争関係にあった。2007年3月20日に、両社は半導体技術に関する特許クロスライセンス契約と製品供給契約を締結し、日米における両社間での全ての特許係争を終結させた<sup>21)</sup>。今回の機密情報の不正持ち出しは、その特許係争終結の直後の2007年4月から発生している。また、HynixのNANDフラッシュメモリ技術は2006年頃までSamsungと東芝に対して遅れをとっていたが、2009年から2010年にかけて技術格差は急速に縮まった<sup>14)</sup>。この背後には、東芝から不正流出した技術情報が存在するとの見方がある。加えて、民事訴訟の賠償請求額1,100億円に対して和解金は330億円程度と極めて高額であった<sup>4)</sup>。以上より、研究データの持ち出しにHynixが関与していたことが疑われている。ただし、和解の内容は公開されていないことから、Hynixに対する疑惑は確実なものでないことに留意する必要がある。

## 5. 解決策

経済産業省は適切な営業秘密管理に向けた企業のアプローチを支援するため「営業秘密管理指針」を2003年1月に策定・公表し、その後数回の改定を行ってきた。しかし、本文書の内容は法解釈、高度な管理方法、および普及啓発的事項を網羅するものであり、項目があまりにも多いことから、最低限の対策が明確でなかった<sup>8)</sup>。また、判例においての考え方も不統一ではないかとの指摘があった<sup>8)</sup>。これを踏まえ、法的保護を受けるために必要となる

最低限の水準の対策を示すことに特化するものとして「営業秘密管理指針」が2015年1月に全部改訂された<sup>22)</sup>。

一方、営業秘密をはじめとする「秘密情報」の漏えいを未然に防止する方策については、経済産業省が2016年2月に公表した「秘密情報の保護ハンドブック ～企業価値向上に向けて～」において紹介されている<sup>23)</sup>。本文書では、具体的な漏えい対策について、その目的を(1) 接近の制御、(2) 持出し困難化、(3) 視認性の確保、(4) 秘密情報に対する認識向上、(5) 信頼関係の維持・向上等、の5つに分類している。また秘密情報の漏えいは、従業員等の企業の内部者だけでなく、発注元や委託先等の取引先、不正アクセス行為者等の外部者など、さまざまな経路により生じるおそれがある。そこで、漏えいルートに応じた具体的な対策が示されている。加えて、他社の秘密情報に係る紛争への備え、ならびに漏えい事案への対応手順についても記載されている。したがって、企業は自社が保有する情報を把握・評価した上で、秘密情報を決定・分類し、実施可能な情報漏えい対策を選択することが可能である。ただし、情報漏えいの手口やその対策が高度化・多様化するなどした場合には、それらの状況の変化に応じて必要な見直しを行うことが要求される。

## 6. おわりに

営業秘密侵害行為に対する法的枠組みの整備においては、数年単位での見直しが実施されており、時代に即した制度を維持するよう努めてきたといえる。実際、本稿で取り上げた事案を含むいくつかの大型事案が顕在化した際には、それまでの不正競争防止法における改正内容が有効に機能した。一方、本法について海外での不正使用に対する抑止力が不足していたことも示唆された<sup>24)</sup>。また、営業秘密を侵害した企業は和解金を支払うのみで解決を図ることができる。すなわち、営業秘密の不正な取得および利用によって莫大な利益を得られる状況は依然として残っている。今後は、企業活動を制限しない範囲を見定めて法的保護範囲を明確化するとともに、営業秘密の侵害行為に対して牽制となる条項を強化していくことが課題として挙げられる。

[参考文献]

1. 経済産業省知的財産政策室. 平成27年不正競争防止法の改正概要 (営業秘密の保護強化).  
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/27kaiseigaiyou.pdf>
2. 経済産業省知的財産政策室. 逐条解説 不正競争防止法 平成27年改正版.  
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/28y/full.pdf>
3. セミコンポータル. 東芝 NAND フラッシュの研究データ持ち出し事件を考える.  
<https://www.semiconportal.com/archive/editorial/recent-news/140317-toshibaspy.html>
4. 一般財団法人知的財産研究所. 『国際知財制度研究会』報告書 (平成26年度) 第2章 TRIPS 協定を踏まえた多様な知的財産保護の強化.  
[https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/tripschousahoukoku/26\\_2.pdf](https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/tripschousahoukoku/26_2.pdf)
5. 高取芳宏, 大河内智秀. 訴訟・コンプライアンスのためのサイバーセキュリティ戦略. NTT 出版, 2015.
6. 一般社団法人日本機械工業連合会. 平成25年度 機械工業における技術流出防止策の調査研究報告書 —技術流出対策調査研究専門部会—.   
[http://www.jmf.or.jp/japanese/houkokusho/kensaku/pdf/2014/25jigyo\\_07.pdf](http://www.jmf.or.jp/japanese/houkokusho/kensaku/pdf/2014/25jigyo_07.pdf)
7. 蒲俊郎. おとなの法律事件簿職場編 弁護士が答える企業のトラブルシューティング. インプレス R&D, 2016.
8. 営業秘密の保護・活用に関する小委員会. 中間とりまとめ.  
[http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/chitekizaisan/eigyohimitsu/pdf/report02\\_01.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/chitekizaisan/eigyohimitsu/pdf/report02_01.pdf)
9. 経済産業省. 技術流出防止・営業秘密保護強化について.  
[http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/chitekizaisan/eigyohimitsu/pdf/001\\_05\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/chitekizaisan/eigyohimitsu/pdf/001_05_00.pdf)
10. 柳澤智也. 知的財産戦略を巡る動向について —知的財産政策ビジョンの策定に携わって—. 特技懇, 2013, **270**, 79–88.
11. 知的財産戦略本部. 「知的財産推進計画2014」本文.  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2014.pdf>
12. 津田麻紀子, 伊万里全生, 長井謙. 特集/規制動向 <4>平成27年改正不正競争防止法の概要. *CISTEC Journal*, 2015, **159**, 41–48.
13. SankeiBiz. 東芝研究データ流出, 元技術者を起訴 不正競争防止法違反罪で東京地検.  
<http://www.sankeibiz.jp/compliance/news/140403/cpb1404032001001-n1.htm>
14. 福田昭, 【福田昭のセミコン業界最前線】 東芝から SK Hynix に不正流出した NAND フラッシュ技術.  
<http://pc.watch.impress.co.jp/docs/column/semicon/640888.html>

15. 真壁昭夫. 日本の技術者を使い捨てる韓国企業から身を守れ! SK ハイニックス事件に見る情報漏洩の現状と教訓. <http://diamond.jp/articles/-/50596>
16. 湯之上隆. 東芝の NAND データ漏洩事件 日韓の技術に対する認識の違い. *Electronic Journal*, 2014, **241**, 34–36.
17. 経済産業省知的財産政策室. 営業秘密の保護・活用について. <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/1706tradesecc.pdf>
18. 判例時報社. 東京地判平 27・3・9. 判例時報, 2014, **2276**, 143.
19. 青山紘一. 企業秘密事件判決の総括. 一般財団法人経済産業調査会, 2016.
20. 前田佳子. なぜ東芝の重要情報がライバルに漏れたのか. <http://toyokeizai.net/articles/-/33114>
21. 株式会社東芝. 東芝と韓国・ハイニックス・セミコンダクター社間の特許クロスライセンス契約と製品供給契約の締結について. <https://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20070320.htm>
22. 経済産業省. 営業秘密管理指針. <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf>
23. 経済産業省. 秘密情報の保護ハンドブック ～企業価値向上に向けて～. <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>
24. 横尾英博. 対談: 技術流出と不正競争防止法改正. 季刊 政策・経営研究, 2015, **2-3**, 182–189.

\* URL の最終確認は 2017 年 8 月 2 日.

